

告 示

埼玉県病院事業告示第七十九号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、平成二十八年十二月二十七日から施行する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

表特別病室の使用の項に次のように加える。

埼玉県立小児医療センター	特別病室	一日につき	一〇、八〇〇円
--------------	------	-------	---------